

川西市家屋評価システム導入・運用業務に関する
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 川西市固定資産税家屋評価システム関連業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市固定資産税家屋評価システム関連業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 委託事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務部副部長（税務担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は総務部資産税課長をもって充てる。
- 4 委員は、企画財政部ICT推進課長、教育推進部入園所相談課長、総務部資産税課主査をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査方法)

第5条 委員会は、企画提案書類等並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションの審査・採点結果により順位を決定した後、上位の事業者の導入スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行ったうえで、委託事業者を決定するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部資産税課において処理する。

(守秘義務)

第8条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別途定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年6月8日から施行する。
- 2 この要綱は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。